

税源移譲に関する考え方についての会長声明を発表

本会は、10月8日（金）、税源移譲に関する考え方についての会長声明を発表しました。

声明は以下のとおりです。

税源移譲に関する考え方についての声明

我々は、国と地方の信頼関係をもとに三位一体改革の推進に誠意を持って取り組んできたところである。

本日の閣僚懇談会において、谷垣禎一財務大臣が「公共事業は税源移譲の対象外であると地方6団体に明確に伝え、文書でも通知した。補助金を削減すれば財源の手当はない」と答えたという北側一雄国土交通大臣の会見の報道がなされている。

地方六団体は、報道にあるように、財務大臣から公共事業に関する税源移譲の考え方について明確に説明を受けたこともなく、また現時点においてもそのような通知文書を受け取っていない。

万一閣僚懇談会でこのような発言が行われたことが事実とするならば、事実を歪曲するものである。これについては財務大臣が一方的に決定することができるものではなく、これから国と地方の協議を踏まえて決定されるべき性格のものである。にもかかわらず、報道のような事実があったとするならば、いたずらに地方の不信と不安をあおるものであり、極めて遺憾である。

国においては、事実関係を明らかにし、国と地方の協議の場において、国と地方が信頼関係をもって協議できるよう強く要請する。

平成16年10月8日

全国知事会会長

梶原 拓